

# 時計工組合規約

一 吾等は團結の力に依り生活の向上を期す  
一 吾等は團結の力に依り吾等の解放を期す

## 總 則

第一條 本組合は時計工組合と稱す

第二條 本組合は時計従業員を以て組織す

## 機 關

第三條 本組合は本部を東京に置き支部を全國各工場に置く  
但し工場に屬せざる者は補充支部を組織す

第四條 本組合は理事及幹事若干名を置く

一 幹事は各支部組合員十名にき一名の割合を以て選出し支部の事務に當る

二 理事は各支部幹事より二名支部全員に依り選出し本組合の執行委員とす

第五條 本組合は年二回(一月、七月)大會を開催す

尙委員三分の二以上又は組合員二分の一以上必要と認めたる場合は臨時大會を開催す

第六條 理事及幹事の任期は六ヶ月間とす

## 會 計

第七條 會計は理事より一名互選に依り選出し會計一切を處理す

第八條 理事は會計監督の責任を有す

第九條 本組合員は毎月維持費三十錢を納入する事  
但し女子見習工は二十錢とす

第十條 會計報告は本組合機關誌を以て發表す

## 事 業

第十一條 本組合は組合員利益の爲め左の事業を爲す

一、機關誌の發行

二、講演會及研究會の開催

三、圖書館の設置

四、就職紹介

五、組合員死亡したる時遺族慰問

但し五項の場合組合員は金十錢以上を離出する者とす

本組合法律顧問

辯護士 布施辰治  
辯護士 山崎今朝彌

## 時計工組合本部

東京市小石川大塚坂下町一四八  
渡邊滿三 方

## 申 込 書

住所

氏名

貴會の趣旨に賛成し入會申込候也

年 月 日

時計工組合本部 御中